

令和4年度答申第2号

令和4年12月3日

国分寺市長 殿

国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会

会長 井原哲人

答 申 書

令和4年2月5日付け令和4年諮問第2号にて諮問された事項について、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例(平成13年条例第14号)第2条に基づき、次のとおり答申する。

記

1 諮問事項

国分寺市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱(平成31年要綱第2号)第3条第1号に規定する子育て応援パートナー事業の取組について

2 答申

子どもや子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化し、利用者支援事業の必要性が増してきているなか、子育て応援パートナー事業をより強化して行く今後の方向性については、妥当である旨答申する。

3 子育て応援パートナー事業の拡充について

(1) はじめに

今回諮問を受けた国分寺市における子育て応援パートナー事業である利用者支援事業は、平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における各自治体で地域全体のニーズに応じて策定された「市町村子ども・子育て支援事業計画」により確保されたサービスを子育て家庭に適切に利用できるように援助する事業として、子ども子育て支援法第 59 条第 1 項に位置付け創設された事業である。つまり、必要なサービスを確保するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」と同計画で用意されたサービスと利用者をつなぐ利用者支援事業は、子ども・子育て支援新制度の車の両輪であり、この両輪をうまく回すことで子育てしやすい地域の実現を目指している。

子ども・子育て支援新制度が実施され、保育や子育て支援サービスが多様かつ複雑化し、今まで以上に子育て家庭が選択することを求められていること、そして、選択が困難な子育て家庭に対する支援の必要性がより高まってきた。そのため、国分寺市では、平成 31 年 3 月 15 日に「国分寺市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱」を定め、子育て家庭のニーズに応じた保育や子育て支援サービスの情報提供を行い、サービスを活用できるよう支援するコーディネーターとして、子育て応援パートナー事業を創設した。

本協議会では、事業開始から 3 年が経過した本事業の現状の取り組みと課題について整理し、市が示す今後の方向性について協議し、以下のとおりまとめた。本事業の推進に当たっての参考とされたい。

(2) 本事業の現状と課題及び提言について

ア 親子ひろば事業との関係性

【現状と課題】

現在、国分寺市においては市内12か所で親子ひろば事業を実施している。内8か所は国事業である地域子育て支援拠点事業¹に該当し、他4か所においては、実施日数及び時間が地域子育て支援拠点事業の基準に達していないものの、事業内容については、地域子育て支援拠点事業に準拠し実施している。また、市内を3つの地区に分け、それぞれ地区内の親子ひろば事業実施場所を統括する地区拠点親子ひろばを設置している。

現在、東部地区、西部地区には地区拠点親子ひろばが整備されているが、中央地区には地区拠点親子ひろばが未整備であるため、中央地区では各親子ひろばの個々の情報を集約・統一することが他の地区よりも難しい現状がある。なお、中央地区拠点親子ひろばの整備については、国分寺市のまちづくりの方向性を定める最上位計画である「国分寺総合ビジョン」に、令和6年度までに整備するとしている。

子育て応援パートナー事業は、子育て家庭が気軽に集まる場所という特性を活かし、当事者目線で幅広く相談に応じている親子ひろば事業と一体的に実施することで、子育て家庭への支援の機能強化を図ることを目的として、地区拠点親子ひろばにて、事業を実施している。

事業実施にあたり、本事業と地区拠点親子ひろばの役割の違い等が整理されないまま、地区拠点親子ひろばにおいて本事業が実施されたことから、

¹ 地域子育て支援拠点事業：（一般型）公共施設、空き店舗等において、原則として週3日以上、かつ1日5時間以上、（連携型）児童館・児童センターにおいて原則として週3日以上、かつ1日3時間以上、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

親子ひろば事業の職員に、本事業が親子ひろば事業の延長というイメージが付いたと考えられる。現在も親子ひろば事業実施場所を中心とした子育て家庭の集まる場所へ巡回訪問しているが、事業実施当初に比べ、子育て支援サービスは多様かつ複雑化し、さらに広い範囲での行政機関や特定教育・保育施設、地域の子育て支援活動実施団体との連携が必要となっている。

【提言】

利用者は子育て応援パートナーの前で見せる姿と親子ひろば事業実施場所で見せる姿が異なる場合があり、親子ひろば事業実施場所は、利用者の日常的な生活の姿が現れやすく、利用者の自然な様子を確認することができる重要な場所である。

それぞれの利用者にあわせた子育てを、利用者自身で選択できるようにするためには、子育て応援パートナー事業と親子ひろば事業の協力が不可欠である。子育て応援パートナー事業及び親子ひろば事業が共に子育て支援を行う事業として、互いの事業を適切に理解することで、互いの事業を利用者に紹介し、利用につなげることが期待される。それぞれの役割を尊重し相補的な役割を持ち協力すべきことを自覚し事業を実施することが望まれる。

また、子育て応援パートナー事業は、子育て応援パートナーがそれぞれの活動をするだけで成り立つものではなく、親子ひろば事業や地域の子育て支援事業実施者等との情報共有や連携が重要となる。そのため、子育て応援パートナー事業の正しい理解及び関係者の協力が必要不可欠である。子育て応援パートナー事業の趣旨の理解及び協力を得るために、親子ひろ

ば事業のスタッフを対象とした事業に関する研修や情報発信を更に押し進められたい。

親子ひろば事業の職員が本事業との関わりに対し、戸惑いをみせているのは、親子ひろば事業における地区拠点親子ひろばの役割を整理されていないことが要因であると考えられる。令和4年度より、親子ひろば事業にて親子ひろば事業者連絡会という会議を開始し、地区拠点親子ひろばが市内の親子ひろば全体の連絡協議会の司会・調整を図る取組みを進めている。子育て応援パートナー事業と親子ひろば事業の連携強化に向け、中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで、早期に、地区拠点親子ひろばが地区拠点としての機能を強化し、各拠点の支援対応力の差異をなくし、地区内の親子ひろばからの情報収集、統一を含め、しっかりと支援できる体制を整えられることを望む。加えて、利用者に子育て応援パートナーの仕事内容を知ってもらうことが何より重要である。利用者目線では、利用者に日常的に関わってくれる親子ひろばスタッフから子育て応援パートナー事業の紹介を受けることが大きな安心に繋がる。コロナ禍になってから、親子ひろばのスタッフと保護者との関わりとがとても少なくなっている印象があり、親子ひろばのスタッフが利用者に子育て応援パートナー事業について話をすることや紹介する場面自体が減っている。初めての子育てを行う保護者や転入者など、親子ひろばを初めて利用する子育て家庭は、市内の子育てに関するサービスについて情報を持たず、不安や戸惑いを感じていることが多い。市内で子育てを行う子育て家庭が、適切な子育て支援サービスを利用できるよう親子ひろばスタッフが、積極的に子育て応援パートナー事業を紹介し、つなげていくよう働きかけられたい。

イ 関係機関との連携

【現状と課題】

本事業は、相談窓口を持たず、地域を巡回し、アウトリーチの手法を用いながら対話をとおして相談に応じているという近隣他市にない特徴を有している。子育て家庭からの相談において、子どもの預け先に関する相談は多い。子育てにおいて、不安になったときに気持ちを落ち着ける時間を取り、一時預かり 事業を実施する保育所等との連携の強化が必要になってきている。また、現在は自宅保育であるが、いずれ保育所等を利用したいので、情報収集をしたいといった相談も多い。

国分寺市における特定教育・保育施設の0歳～5歳の利用率が、令和4年4月に50%を超え、今後も特定教育・保育施設 のニーズは、さらに高まってくると考えられる。

認可保育所の入所等に関しての相談を例に挙げると、会話の中で「専門家に相談するほどのことではないから…」、「入所申し込みするかはまだ分からないから…」と保育コンシェルジュ事業を利用しない利用者もいる。裏を返すと聞きたいことはあるが相談するうえで何かしらのハードルが存在しているということとなる。このような、何かしらのニーズがあり、支援を必要としているが「専門家に相談するほどのことではない」（と利用者が思っている）相談を子育て応援パートナーは活動の中で細かく拾い上げている。子育て応援パートナーは利用者の抱えている潜在的なニーズに応えられる情報を提供し、必要に応じて専門機関への橋渡しをしている。この取り組みは、何気ない会話からスタートすることが多いため、潜在的なニーズを引き出すとともに相談のハードルを下げることに繋がっていると評価できる。

支援が必要な子育て家庭については、個別のケースごとに、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センター事業²と情報交換を行い、支援方針等の共有を行っている。特に早急な支援が必要であると地区拠点親子ひろばにて判断された家庭の場合、臨時的な会議などを実施し、迅速な対応をとっている。子ども家庭支援センターとの連携については、地区の支援方針会議に担当者を招聘し、情報共有するなど、連携体制が整いつつあるが、子育て世代包括支援センター事業や保育コンシェルジュ事業との定期的な会議等も行われておらず、連携の方法についても、担当者によって異なることもあり、統一されたものとなっていない現状がある。

【提言】

国分寺市における利用者支援事業は、子育て応援パートナー事業、子育て世代包括支援センター事業、出産・子育て応援事業、保育コンシェルジュ事業となっており、それぞれ得意とする分野が異なる。子育て家庭のニーズが多様化するなかで、それぞれの強みを活かした役割分担をもとに、子育て家庭に対し、連携しながら支援が行われることが必要とされる。利用者支援事業を実施する所管課や相談員と、定期的に情報共有できる場を設け、これまでの事例を共有し、利用者の支援がより適切に行えるよう、国分寺市としての利用者支援体制の構築を検討されたい。

支援を必要とする子育て家庭への支援は、早急に子ども家庭支援センターの支援が必要な場合もあるとともに、地域の社会資源が支援方針を合わせ

² 子育て世代包括支援センター事業：妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整など、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期（おおむね18歳未満の子どもの子育て）にわたる切れ目のない支援を提供する事業。国分寺市では、施設ではなく事業として、母子保健法に基づく母子保健事業と、子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業を一体的に実施している。

て、統一的に支援をすることが必要となる。

今後も、子ども家庭支援センターとの連携・情報共有を密にし、支援を必要とする子育て家庭が適切な支援機関へつなげられるよう事業の推進を図られたい。

ウ 地域社会資源との連携

【現状と課題】

子育て応援パートナー事業は、子育て家庭から様々な相談に応じるが、家庭に直接的にアドバイスをしたり、解決に導く支援が中心ではなく、サポートがあれば地域の中で十分に子育てができる家庭を対象に、施設、事業、サービスなどの社会資源をつなぎ、そのサポートをうまく活用して子育てを支える事業である。国分寺市においては直接的なサービスを提供する事業ではないため、事業内容について子育て家庭、地域住民のみならず、専門職や他の関係機関に理解されにくい。

そのため、子育て応援パートナーは、地区連絡会、地域の子育て支援団体等が集まる場や関係機関の会議等に参加し、子育て応援パートナーの役割や機能について、周知を行うとともに、地域の子育て支援団体等の活動場所への巡回などを通して、積極的に専門職や関係機関との関係性を築く取組を行っている。

【提言】

これまで、国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加している子育て支援活動団体の活動場所を中心に、定期的な巡回等を行い、関係性を築いてきた。今後は、その枠にとらわれず、地域での課題整理やそれを踏まえた社会資源の開拓に向けて、地域で新たな社会資源となる活動が生まれたと

きに、子育て応援パートナーが社会福祉協議会や担当課等他の機関に繋いだり、活動の場所を増やしていくなどの支援、連携をさらに進められたい。

エ 就学に向けた対応について

【現状と課題】

利用者支援事業の対象者は、妊娠期から18歳未満の学齢期までを見据えた子ども・子育て支援全般を対象とするとしているが、子育て応援パートナー事業は、地区拠点親子ひろばと一体で運営されていることもあり、妊娠期の方、乳幼児期の子どもとその保護者が中心となった支援が行われている。

乳幼児期は、子どもの人格の基盤を形成するために大切な時期であり、保護者や養育者の果たす役割は大きい。そのため、この時期にそれぞれの子育て家庭のニーズに応じたサポート体制づくりを支援する子育て応援パートナー事業は、地域の中で子育てをする基盤を整えることにつながり、大きな意味を持つ。

継続的に支援を行っている子育て家庭の子どもが、小学校へ就学するときは、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センター事業、その他の支援機関に引き継ぐこととしている。

主な支援の担当部署が変わることは利用者にとっても大きな影響を与えることは想像に難しくない。それまで密度の濃い関わりを続けていた利用者についてはなおさらであるとともに、子どもの就学に併せて家庭環境も大きく変化することとなる。

ライフステージに変化のあるタイミングは、支援の枠組みから外れるリスクが高くなることが想定されるため、利用者への適切な情報提供や必要に応

じた児童館，学童保育所，学校，教育相談室等の関係機関への丁寧な引継ぎが必要になると考えられる。

【提言】

子育ては，子どもが乳幼児の時だけでなく，学童期，思春期，青年期を経て，子どもが大人になるまで続くものである。

ライフステージが移行するタイミングで，これまで何気ない会話の延長で相談できていた環境から，相談機関へ電話や出向いての相談に変化していくこととなる。就学前から，「小学生になったらこういうところがあるよ」というように，就学後の相談機関や利用できる場所（児童館等）などの紹介や子ども自身への声かけを行うとともに，就学後の生活を見通せ，戸惑いなく過ごせるよう積極的な利用支援を実施されたい。また，地域巡回時等の機会を通じて，子どものみならず，就学後の子育てについて戸惑いを感じている保護者等からの相談に応じ，保護者としての不安や悩みを相談できる場を具体的に紹介するなど，保護者の安心感を支え，適切な支援機関へ引き継がれたい。

各ステージにおける子育て支援が切れ目なく続くよう，関係機関との連携体制の充実を図ることを望む。

オ 子育て応援パートナーの対応力の強化について

【現状と課題】

子育てに困難を抱える場合，心理的，経済的，社会的，身体的，知的，精神的な問題など複雑に絡みあっており，解決の糸口がつかみにくいケース，利用者が子育て応援パートナーに依存するなど，援助者にとって心身ともに負担が高いケースもある。他方で，同一ケースに複数の子育て応援パートナ

一が関わっているが、同じケースであっても利用者はそれぞれの子育て応援パートナーにみせる姿が異なり、情報が相違することもある。また、同じ子育て家庭の相談でも母親、父親、各種サービス提供者等それぞれの立場によって課題に関する視点が異なり、どの立場で援助すべきか迷うケースもある。

事業開始当初より利用者に子育て応援パートナーが認知されることで相談が増え、事業が軌道に乗りつつある。しかし、利用者と子育て応援パートナーの間に関係が構築されることで、それまで表面化していなかった利用者の生活課題が顕在化し、複雑なケースとなることが増えてきた。複雑なケースは必然的に継続支援となるため、これまでより難しい対応を迫られることが予想される。各地区拠点親子ひろばに子育て応援パートナーは1名配置であるため、一人の子育て応援パートナーが抱える責任や負担は少なくない。

現在、毎月1回、各地区において地区拠点親子ひろば支援方針会議を、子育て応援パートナーと地区拠点親子ひろば責任者や主任級の地区拠点親子ひろば職員の参加のもと開催している。そこでは、支援を必要とする子育て家庭の課題の整理等を行うことで、利用者に対する支援の方針を一定程度チームとして検討することができている。しかし、地区拠点親子ひろば支援方針会議では、時間やメンバー、実施場所等の課題から子育て応援パートナー自身の活動に関する悩みの共有や相談、課題解決にまでは至っていない。これ補うべく、毎月3地区の子育て応援パートナーが集まるパートナー会議を行い、本事業の役割や方向性の確認、パートナー自身の悩みの共有等を行っている。

パートナー会議を実施することにより、独立して活動していた子育て応援パートナー同士が日頃の活動の場でも相互に助け合うことができるようになったが、依然として運営主体の違いによる持ち合わせている情報量や利用

者に対する支援体制や支援手段に差が生じている。

子育て応援パートナー事業において、利用者の支援方針の決定や継続的な支援を行うにあたり、地域課題や利用者のニーズを、地区内の親子ひろば事業の運営に反映すべく働きかけや支援をしたり、新たな取り組みを実施するなどの役割を担う地区拠点親子ひろばの役割は大きい。しかしながら、中央地区には地区拠点親子ひろばが整備されていないため、他の地区において拠点親子ひろばが担っている役割を、子育て応援パートナーがすべて担う必要があり、他の地区に比べ、子育て応援パートナーの力量が問われ、負担感が大きくなっている。

子育て応援パートナー事業の役割は、地域社会の様々な課題の解決を支援する側面が大きい。そのため、ケースを客観的に評価・分析し、利用者の力を最大限に引き出し、使える社会資源の紹介やサービスが使いやすくなるように調整する技術の向上が欠かせない。

現在、継続した支援が必要な子育て家庭の情報を共有し支援を検討する場である3地区拠点親子ひろば連絡会において、子ども家庭支援センター相談担当係長がスーパーバイズ的な役割を担い、相談対応力強化のための支援を行っているが、子育て応援パートナー自身の能力向上に対するフォローアップ研修等は実施されていない。

【提言】

毎月実施されているパートナー会議を継続していくとともに、スーパーバイザーの配置や、子育て応援パートナーを複数配置するなどして子育て応援パートナー個人の負担軽減を図る仕組みの構築を検討されたい。

また、中央地区に地区拠点親子ひろばを整備したうえで、市直営あるいは民間業務委託など、子育て応援パートナー事業の運営形態の別なく、情

報の流れや活動内容の統一を図り、居住する地区によって受けられる支援が異なることのないよう支援ができる体制を整備されたい。

利用者から相談を受け、そのニーズや課題に対し最適な情報を提供するとともに、適切な機関やサービスを利用者に選択・利用してもらうためには、相談援助技術や利用者の環境や状態を分析・評価する力の向上が不可欠となる。

子育て応援パートナーの相談対応力向上に向けたワークショップ等を盛り込んだ実践的な研修の実施に取り組まれるとともに、市内の情報に限らず、利用者が必要とする近隣市の施設やイベントの紹介といった具体的な社会資源の情報収集及び発信を継続的に進められたい。

(3) 結びに

子どもに関する施策は、これまで少子化社会対策基本法等に基づき、様々な取組が進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。また、令和2年度には、全国の児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの件数が過去最多となり、子どもを取り巻く状況は深刻になっているとともに、コロナ禍が子どもや家庭に負の影響を与えている。

子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、様々な大人と関わりの中で成長していく。子どもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育てを困難と感じている保護者が増えている状況にある。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、保護者としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たせるようにする

ことが、子どものより良い成長につながる。

国では、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える社会の実現に向け、令和5年度に子ども家庭庁が設置される。子ども家庭庁の基本姿勢として、子どもの最善の利益を実現するためには、様々な立場にある保護者の子育てをしっかりと支えることが重要であるとしている。

こうしたなか、複雑かつ多様化した子育て家庭のニーズをとらえ、子どもや子育て家庭の育ちを支えるサービスを自らの選択に基づいて活用できるように支援するとともに、子育て家庭の個々のニーズに応じた子育ての体制を地域の中に作っていく営みをサポートする子育て応援パートナー事業は、その必要性を増してきている。

先にも述べた子ども家庭庁の設置に伴い、今後子どもに関わる様々な施策は、大きく変わってくることが予想される。地域の中で子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子育て応援パートナー事業の更なる発展に期待する。